

【 県営住宅 】

団地内コミュニティ活性化事業支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住民主体による地域づくりやコミュニケーションづくりを推進するため、予算の範囲内で一般財団法人岩手県建築住宅センター（以下「センター」という。）が、団地内コミュニティ活性化事業支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助金対象団体)

第2条 補助金の交付対象となる団体は、センターが管理している県営住宅の自治会組織等の住民自治組織（以下「住民自治組織」という。）とし、次の各号に掲げるすべてを満たすものとする。

- (1) 規約、会則等組織に関する定めがあること。
 - (2) 政治活動又は宗教活動を目的としていないこと。
- 2 住民自治組織には、団地における世話人会、団地を含む町内会及び町内会に代わりコミュニティ活動を実施する任意団体等も含むものとする。

(補助金対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業は、コミュニティ形成支援補助事業（住民自治組織が主体となり、住民全体による地域づくりやコミュニケーションづくりを推進するための交流イベント等を実施する事業）で、次に掲げるものとする。また、これらの事業のため必要とされる物品の購入も含むものとする。

- (1) 住民自治組織の機能の充実を図る事業
 - (2) 自治意識や連携意識を高揚する事業
 - (3) 地域を活性化し、団地内の一体感に資する事業
 - (4) 環境美化に関する事業
 - (5) 祭りやスポーツを通じた地域振興事業
- 2 前項の規定にかかわらず、事業が次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付対象としない。
- (1) 専ら営利を目的とし、公益性を欠く場合
 - (2) 政治活動又は宗教活動を目的とする場合
 - (3) 事業効果が特定の個人又は団体のみ帰属する場合
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、センター理事長（以下「理事長」という。）が補助金の交付対象として適当でないと認める場合

(補助金対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、前条第1項に規定する補助対象事業に要する経費とする。ただし、次に掲げる経費については、補助の対象としない。

- (1) 団体の経常的運営経費
- (2) 前号に掲げるもののほか、理事長が補助することが適当でないとする経費

(補助金の額等)

第5条 補助金の額等は、次のとおりとする。

- (1) 1団体3万円を限度とし、申請額3万円以下の場合は実費とする。
- (2) 補助金の申請は年1回とする。また、各団地1件の申請とし、同一団地の複数団体から申請があった場合は先着順とする。

(補助金の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、事業開始1ヶ月前に補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて理事長に申請し、承認を得なければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書（物品購入については購入予定一覧表）
- (3) 規約、会則等組織に関する定めを示した書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、理事長が必要とする書類

(補助金の決定)

第7条 理事長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の適否を決定し、補助金交付決定通知書（様式第2号）又は補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請団体に通知するものとする。

(事業の変更等)

第8条 補助金の交付決定を受けた団体（以下「交付団体」という。）は、補助対象事業の変更又は廃止をしようとするときは、補助金交付事業変更（廃止）承認申請書（様式第4号）を理事長に提出し、承認を得なければならない。

- 2 理事長は、前項の申請書が提出されたときは、これを審査の上、補助対象事業の変更又は廃止について承認の可否を決定し、補助金交付事業変更（廃止）承認通知書（様式第5号）又は補助金交付事業変更（廃止）不承認通知書（様式第6号）により交付団体に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 交付団体は、事業完了後1ヶ月以内に補助金実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、理事長に報告しなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支決算書
- (3) 各領収書(レシート可)の写し、または原本
- (4) その他、理事長が必要と認める書類

(補助金の請求)

第10条 理事長は、前条の規定による報告書の提出を受けたときは、その内容を審査の上、
適当と認めるときは、補助金請求書(様式第8号)を交付団体に提出させるものとする。

2 理事長は、交付団体から請求を受けた補助金を30日以内に支払うものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第11条 理事長は、交付団体が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 詐欺その他不正な手段により補助金の決定を受けたとき。
- (2) 事業の交付決定の内容又は条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第12条 理事長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合であって、当該取消しに係る部分についてすでに補助金が交付されているときは、交付団体に補助金の返還を命ずることができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- ・この要綱は、平成26年6月26日から施行する。
- ・2024年7月1日改訂